

プライバシーを尊重した
対応をお願いします

令和4年8月22日
島根県健康福祉部感染症対策室
担当：長谷川、廣江
TEL：0852-22-6530

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

1. 概要

8月21日に254名の新型コロナウイルス感染症患者が新たに確認されました。

(内訳)

管轄保健所	新規患者数	うち疑似症患者※
松江	14	4
雲南	37	9
出雲	72	5
県央	42	10
浜田	64	2
益田	3	-
隠岐	22	14
合計	254	44

※疑似症患者

濃厚接触者のうち、家族等の同居人が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断し、疑似症患者として発生届を行ったもの。

注1) 本日11時頃に発表した8月21日確認分の管轄保健所別の人数を変更しています。

(変更内容) 浜田保健所管内 8名増

注2) 以前に発表した新規患者数について、次のとおり変更がありました。

確認日	新規患者数の増減	確認日の新規患者数の合計
7月2日	出雲保健所管内 1名減	396名(うち松江市分74名)
7月3日	出雲保健所管内 1名減	312名(うち松江市分89名)
7月6日	出雲保健所管内 1名減	597名(うち松江市分181名)
7月19日	出雲保健所管内 1名減	1,608名(うち松江市分647名)
7月21日	松江保健所管内 2名減 出雲保健所管内 1名減	940名(うち松江市分402名)
7月27日	雲南保健所管内 2名減(疑似症患者)	738名(うち松江市分297名)
8月8日	出雲保健所管内 1名減	1,262名(うち松江市分521名)

累計患者数(8月22日17時現在) 62,163名(うち疑似症患者※ 5,698名)

2. 患者

(1) 居住地

松江市	-	奥出雲町	6	海士町	4
浜田市	46	飯南町	3	西ノ島町	4
出雲市	67	川本町	5	知夫村	-
益田市	3	美郷町	3	隠岐の島町	14
大田市	26	邑南町	7		
安来市	12	津和野町	-	県外	-
江津市	17	吉賀町	1	非公表	-
雲南市	27			調査中	9

(2) 他事例との関連

(3) 症状

あり	99	無症状	1
なし	140	軽症	238
調査中	15	中等症	5
非公表	-	重症	-
		調査中	10
		非公表	-

※「他事例との関連」「症状」は公表時点のもの

※「調査中」としている情報については、感染拡大防止のために公表すべき情報であれば、確認でき次第情報提供します。

※不特定多数との接触が疑われるような事例について、感染拡大防止のために必要がある場合は個別に公表します。

3. 集団感染の発生について

県内528例目	浜田保健所管内	スポーツ活動	6人
県内529例目	浜田保健所管内	高齢者福祉施設	10人
県内530例目	益田保健所管内	医療機関	5人
県内531例目	益田保健所管内	高齢者福祉施設	5人

※当該事案については接触者の把握ができており、施設名等の公表は差し控えさせていただきます。

4. 新型コロナウイルス感染症患者の死亡について

例目	死亡日
67	8月21日
68	8月20日

なお、お亡くなりになられた方の年代、性別、居住地、病状や経過等詳細については、プライバシー保護やご遺族の心情等にも配慮し、公表は差し控えます。

5. 調査の状況

患者さんの行動調査、接触者の特定及び健康調査を実施しており、接触があった方については、PCR検査など必要な検査を実施します。

濃厚接触者の方には、行動を制限することを職場や学校などに報告いただいておりますので、冷静な対応をお願いします。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供します。

6. 県民の皆さまへ

発熱等の症状があった場合は、速やかにかかりつけ医または健康相談コールセンターにご連絡いただき、受診してください。

各職場におかれては、従業員の日々の健康状態の把握に留意し、発熱等の症状があった場合は、必ず申告するよう呼びかけ、従業員の健康管理に努めてください。

職場や家庭での感染を防ぐため、「基本的な感染対策」に継続して取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

(基本的な感染対策)

- ① 「三つの密」の回避
- ② 人と人との距離の確保
- ③ マスクの着用
- ④ 手洗いなどの手指衛生
- ⑤ 換気

カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、施設の換気、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策に注意してください。

新型コロナウイルスは誰もが感染しうる病気です。患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんやその関係者への誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでください。

患者さんは、厚生労働省が定める退院基準を満たした場合に退院され、その後通常的生活に戻られます。患者さんの気持ちを思いやり、温かな心で迎えていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の治療等にあたる医療従事者の方は、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場の最前線で懸命に努力されています。医療現場で働く方を思いやる気持ちをもっていただくようお願いいたします。